

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

現行		改正		備考
国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程 平成16年4月7日 16 経教 規程第58号 第1条～第6条 省略 第7条 東京農工大学学則第43条に定める公開講座の講習料の額は、次のとおりとし、1時間当たりの単価は、公開講座の種類毎に当該公開講座の内容に応じて定めるものとする。		第1条～第6条 省略（現行どおり） 第7条 東京農工大学学則第43条に定める公開講座の講習料の額は、次のとおりとし、1時間当たりの単価は、公開講座の種類毎に当該公開講座の内容に応じて定めるものとする。		
公開講座の種類	1時間当たりの単価の範囲	公開講座の種類	1時間当たりの単価の範囲	
小学生及び中学生を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	無料～1,000円 (100円単位)	小学生及び中学生を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	無料～1,000円 (100円単位)	
一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	700円～1,000円 (100円単位)	一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	700円～1,000円 (100円単位)	
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの	700円～2,000円 (100円単位)	職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの <u>(獣医師に係るものを除く。)</u>	700円～2,000円 (100円単位)	
		職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの <u>(獣医師に係るものに限る。)</u>	<u>1,000円～6,000円</u> (100円単位)	
一般市民を対象として、語学、趣味、スポーツなどの一般教養を高めることを目的とするもの	700円～2,000円 (100円単位)	一般市民を対象として、語学、趣味、スポーツなどの一般教養を高めることを目的とするもの	700円～2,000円 (100円単位)	
第7条の2～第22条 省略 附 則 省略		第7条の2～第22条 省略（現行どおり） 附 則 省略（現行どおり）		

附 則 (22 経教規程 第38号)

この規程は、平成22年6月29日から施行する。